

ふじさわし いどうしえん 藤沢市 移動支援ガイドブック

移動支援とは、屋外での移動に困難がある障がい者（児）の外出の支援を行い、地域での自立生活や社会生活を支援することを目的とします。

令和4年7月

1	サービスの概要	… p 1
	(1) 利用者の方へ	
	ア 申請から利用の流れ	… p 2
	イ 注意点	… p 3
	(2) 事業者の方へ	
	ア 事業所登録関連	… p 4
	イ 請求関連	… p 5
	ウ 通学支援加算について	… p 6
	エ サービスコード一覧表	… p 7
2	よくある質問	… p 8



お問い合わせ

内容	事業所登録等の届出、 請求書類の送付先	移動支援の相談・利用申請	
		18歳以上の方	18歳未満の方
担当	障がい者支援課 藤沢市役所 本庁舎2階	子ども家庭課 藤沢市役所 本庁舎3階	
電話	0466-50-3528	0466-50-3569	
FAX	0466-25-7822	0466-50-8428 (子育て企画課内)	
住所	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1		

1 サービスの概要

<p>対象者</p>	<p>(1) 身体障がい者手帳 1・2級で四肢体幹機能障がいの方 (2) 身体障がい者手帳 3級以上で単身世帯の方 (3) 療育手帳所持者（または判定機関で判定を受けた方） (4) 精神障がい者保健福祉手帳所持者または自立支援医療（精神）受給者 (5) 診断書等により、精神障がいや発達障がいがあることを確認できる方 (6) 障がい者総合支援法の対象疾病に該当し、対象疾病に罹患していることが、特定医療費（指定難病）医療受給者証や診断書により確認できる方</p> <p>※介護給付費（通院等介助、行動援護、同行援護、重度訪問介護）対象者、介護保険対象者はそちらが優先です。</p>
<p>対象となる外出 （基本は利用者宅から出発し、利用者宅へ帰宅すること）</p>	<p>(1) 社会生活上必要不可欠な外出 （官公庁や金融機関への外出。公的行事への参加、生活必需品の買い物。冠婚葬祭、理美容等） (2) 余暇活動等社会参加のための外出 （各種行事の参加、レクリエーション等） (3) 通学、通所、短期入所の送迎</p> <p>※対象とならない外出の例※ (1) 経済、宗教、政治活動等、特定の利益を目的とする団体活動での外出（通勤等） (2) 他の制度が利用できる外出（通院等）</p>
<p>支給量</p>	<p>上限：1か月あたり48時間、1日あたり8時間 利用時間帯の目安：原則午前7時から午後10時まで</p> <p>ただし、緊急ややむを得ない場合には、この限りではありません。 その場合は、個別に担当課へご相談ください。</p>
<p>支給決定期間</p>	<p>最長1年。 他に介護給付費等の福祉サービスを利用している場合は、手続きの時期を合わせるため福祉サービスの支給期間に準じて短くなることがあります。</p>
<p>利用者負担</p>	<p>原則5%（生活保護受給世帯及び市民税非課税世帯は0%） ※サービスの内容に応じて別途実費負担が発生することがあります。</p> <p>世帯範囲 18歳以上：対象者とその配偶者 18歳未満：保護者の属する住民基本台帳での世帯</p>
<p>サービスの実施方法</p>	<p>・個別支援型として利用者1人につき、ヘルパー1人で対応します。 ただし、次の場合には1人の利用者に対して2人のヘルパーで支援を行えるものとします。（事前に市へ相談・申請する必要があります。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 障がいのある人の身体的理由により1人のヘルパーの対応による介護が困難と認められる場合 ② 障がいのある人が行動する際に生ずる危険を回避するために援助が必要な場合 ③ その他障がい等の状況から判断して、必要と認められる場合 <p>・付随業務（外出に伴い、必要と認められるその前後の身の回りの世話や整理）は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①身体介護：外出時の移動の介助や外出先での排泄、食事等の介助。 ②情報伝達：外出中やその前後におけるコミュニケーション支援（代筆・代読等）

